



「徳島県環境影響評価条例施行規則の一部改正(案)」 について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、環境影響評価（環境アセスメント）制度を規定する徳島県環境影響評価条例施行規則の一部改正を行うこととし、その「案」についてとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和元年12月6日（金）～ 令和2年1月6日（月）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く））

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 県民環境部 環境管理課 土砂・環境影響担当

電話：088-621-2294 FAX：088-621-2847

メールアドレス：kankyokanrika@pref.tokushima.jp

（提出方法について）徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話：088-621-2255 FAX：088-621-2862

メールアドレス：fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行
（パブリックコメント）



Q1 環境アセスメントとは？

交通の便をよくするために道路や空港をつくること、水を利用するためにダムをつくること、生活に必要な電気を得るために発電所をつくること、これらはいずれも人が豊かな暮らしをするためには必要なことですが、いくら必要な開発事業であっても、環境に重大な影響を与えてよいはありません。

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。

このような考え方から生まれたのが、環境アセスメント（環境影響評価）制度です。環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々や行政機関から意見を聴き、それを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくという制度です。



Q2 環境アセスメントの手続とはどのようなものですか？

どのような事業を行うか、またその規模によって、環境影響評価法（以下、法と言います。）又は徳島県環境影響評価条例（以下、条例と言います。）の手続を行う必要があります。

事業者は、法及び条例で規定された手続（調査、予測及び評価）を行うにあたって、それらをまとめた環境影響評価図書（配慮書、方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書）を作成するとともに、各段階で公表等と併せ、一般の方々から意見聴取を行い、環境に配慮した事業を実施するための情報を入手し、よりよい事業計画を作り上げていく制度です。



Q3 環境影響評価法と徳島県環境影響評価条例との違いはあるのですか？

法及び条例では、それぞれの規則等で、環境影響評価（環境アセスメント）を行う必要がある事業とその適用規模を定めています。

法では13事業、条例では20事業（法の13事業を全て含みます。）を対象事業とし、その規模については、法の規模のおよそ50%から75%の規模を条例の対象事業としています。（→別添資料1を参照してください。）

本条例は、地域の実情を踏まえて対象事業を幅広くし、法と役割を分担することによって、大規模な開発事業を実施する事業者に、より環境に配慮をした事業の実施を促す仕組みとしております。



Q4 この度の改正の内容について具体的にどのようなものですか？

徳島県環境影響評価条例施行規則は、環境影響評価（環境アセスメント）を行う必要がある事業とその規模要件を規定しています。

現在、20事業が対象事業として規定されていますが、この度の改正で、対象事業の「発電所」の中の一つに「太陽電池発電所」を加えることとしました。

（→別添資料1を参照してください。）



Q5 どんな意見を出せばいいのですか？

別添案の概要をご一読いただき、今回の徳島県環境影響評価条例施行規則の改正において予定している事項について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。



Q6 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、施行規則の改正にあたり十分検討させていただき、可能なものについては改正に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。